

事前評価調書

I 事業概要																																							
事業名	交通安全施設等整備事業（待避所設置）																																						
地区名	一般県道 大平折平線																																						
事業箇所	豊田市大平町																																						
事業のあらまし	<p>当該路線は、三河山間地域の藤岡地区と小原地区の中心地を結ぶ主要幹線道路である。当該箇所は幅員が狭く見通しの悪いカーブが連続するため、すれ違いが困難な状況となっており、近隣住民から一般交通の安全確保が強く望まれている。</p> <p>このため、待避所設置を行い、通行車両の安全性の向上を図るものである。</p>																																						
事業目標	<p>【達成（主要）目標】 待避所を設置し、自動車交通の安全性の向上を図る。</p> <p>【副次目標】（必要に応じて記載する）</p>																																						
事業費	事業費		内訳																																				
	0.34 億円		□工事費 0.14 億円、□用補費 0.1 億円、□その他 0.1 億円																																				
事業期間	採択予定年度	平成 25 年度	着工予定年度	平成 26 年度	完成予定年度	平成 26 年度																																	
事業内容	待避所設置 L=60m																																						
II 評価																																							
①事業の必要性	1) 必要性	カーブ区間が連続し、すれ違いが困難な状況となっている。																																					
	判定	A	<p>A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】 藤岡地区と小原地区を結ぶ幹線道路であり、通行車両の安全を確保するために待避所の設置が必要である。</p>																																				
②事業の実効性	1) 事業計画	<p>事業計画及び実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td colspan="5">0.34</td> </tr> </tbody> </table> <p>※事業費について、今後5年間分の事業費と、それ以降の残事業費を記載する。</p>							H25	H26	H27	H28	H29	工種 区分	調査・設計	←→					用地補償		←→				工事		←→				事業費（億円）		0.34				
			H25	H26	H27	H28	H29																																
工種 区分	調査・設計	←→																																					
	用地補償		←→																																				
	工事		←→																																				
事業費（億円）		0.34																																					
2) 地元の合意形成	地元からの整備要望の声が強く、地元合意形成は容易になされる。																																						
判定	A	<p>A：事業計画の実効性が期待できる。</p> <p>B：事業計画の実効性が期待できない。</p> <p>【理由】 円滑な事業執行環境が整っており、事業の実効性は高いものと考えます。</p>																																					
III 対応方針																																							
事業実施	<p>事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。</p> <p>事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。</p>																																						

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後 年目） □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

事業実施前後の通行車両の安全性の変化